

第9章 純資産会計 (資本金計)

1. 純資産の意義

純資産は、資産と負債の差額として求められる (純資産 = 資産 - 負債)。純資産は、基本的には株主の持分を表しており、資本ともいわれる。

貸借対照表

資金の運用形態	資	流動資産	負債	流動負債	他人資本
				固定負債	
	産	固定資産	純 資 産	株主資本	自己資本
				評価・換算差額等	
		繰延資産		利益剰余金	

資金の調達源泉

2. 純資産の部の分類

純資産の部は、大きく、**株主資本**、**評価・換算差額等**、**新株予約権**の3つに分類される。

- 株主資本
 - 1 資本金
 - 2 資本剰余金
 - 資本準備金
 - その他資本剰余金
 - 3 利益剰余金
 - 利益準備金
 - その他利益剰余金
 - a 任意積立金
 - b 繰越利益剰余金
 - 4 自己株式
 - 評価・換算差額等
 - 1 その他有価証券評価差額金
 - 2 繰延ヘッジ損益
 - 3 土地再評価差額金
 - 4 (為替換算調整勘定)
 - 新株予約権
 - (少数株主持分)

* 為替換算調整勘定と少数株主持分は連結の場合にのみ現れる項目である。

3. 資本金および法定準備金

3.1 資本金

資本金とは、会社法に定める**法定資本**のことをいい、これは会社が最低限維持しなければならないものである。

- 資本金への組入は、原則として、株式の**発行価額を全て資本金**とするというものである。

原則	(借) 現	金	100	(貸) 資	本	金	100
----	-------	---	-----	-------	---	---	-----

- ただし例外的に、発行価額のうち、2分の1を超えない金額を資本金に組入ないことができる。この資本金に組入ない金額は、**資本準備金**(株式払込剰余金)として処理される。

例外	(借) 現	金	100	(貸) 資	本	金	50
						資本準備金	50

3.2 準備金

準備金(法定準備金)とは、会社財産の担保を保全するために、会社法によって積み立てられた準備金で、**資本準備金**と**利益準備金**から成っている。

法定準備金 = 資本準備金 + 利益準備金

- 資本準備金には、**株式払込剰余金**と**合併差益**がある。
 - (1) 株式払込剰余金とは、株式を発行する際、株式の発行価額のうち資本金に組入れなかった金額をいう。
 - (2) 合併差益とは、会社の合併にあたり、被合併会社の純資産額が、合併会社の増加資本金および合併交付金を超える場合、その超過額をいう。
- 利益準備金は、**資本準備金と併せて資本金の4分の1**に達するまで、剰余金から行われた**配当総額の10分の1**を積み立てなければならない。

4. 分配可能額

会社法では、債権者や株主などの利害関係者の利害を調整するために、自己株式の取得および剰余金の配当を行える金額に制限を設けており、その限度額のことを**分配可能額**という。

剰 余 金	その他資本剰余金	自己株式の帳簿価額 其他有価証券評価差額金(借方残高) 土地再評価差額金(借方残高) のれん等調整額の超過額(注 1) 純資産の不足額(注 2)	
	その他利益剰余金	分配可能額	準備金積立額(注 3) 配当限度額

(注 1) のれん等調整額 = のれん × 1/2 + 繰延資産

資本等金額 = 資本金 + 準備金 (資本準備金 + 利益準備金)

のれん等調整額の超過額とは、のれん等調整額が資本等金額を上回る部分のことである。

(注 2) 純資産額 (その他資本剰余金とその他利益剰余金の控除後) が 300 万円を下回ったときは、剰余金があっても配当できない。

(注 3) 剰余金の配当を行った場合には、資本金の 1/4 に達するまで準備金 (資本準備金 + 利益準備金) を積み立てなければならない。

配当制限については非常にややこしいので、詳細は省略する。

5. 自己株式

旧商法では、自己株式の取得を、資本の空洞化、株価操作に利用されうるなどの理由で原則的に禁止していたが、平成 13 年 6 月の商法改正により自己株式の取得を認めることとなった。これによると、定時株主総会の決議によって、配当可能利益限度額さらには株主総会の決議により減少した資本金と法定準備金の範囲内で、次の定時総会の終結時までに自己株式を取得することができる。なおこの時には、自己株式の種類、総数および取得価額の総額を定めておかなければならない。

自己株式の会計処理

- 取得された自己株式は、B/S 上では、取得原価をもって純資産の部の株主資本の末尾

に控除形式で表示される。

取得時	(借) 自己株式	100	(貸) 現金	100
-----	----------	-----	--------	-----

- 自己株式処分差益は、B/S 上では、その他資本剰余金の部に表示される。

処分時	(借) 現金預金	120	(貸) 自己株式	100
			自己株式処分差益	20

* 自己株式処分差損が発生した場合には、自己株式処分差益、その他資本剰余金、繰越利益剰余金の順で相殺する。

6. ストック・オプション

ストック・オプションとは、会社の取締役または従業員等が、あらかじめ決められた価額(権利行使価格)で一定期間(権利行使期間)内に自社株式の購入を選択できる権利のことをいう。ストック・オプションは、**新株予約権の有利発行**のケースと位置づけられる。

- ストック・オプション付与日から権利確定日までの対象勤務期間

各期末	(借) 株式報酬費用	100	(貸) 新株予約権	100
-----	------------	-----	-----------	-----

- ストック・オプション権利確定日から権利行使期間の最終日

権利行使時	(借) 現金預金	300	(貸) 資本金	500
	新株予約権	200		

権利失効時	(借) 新株予約権	200	(貸) 新株予約権戻入益	200
-------	-----------	-----	--------------	-----

7. 単元株制度

平成 13 年の商法改正で、**単元株制度**が導入された。単元株制度とは、会社が定款で一定数の株式(e.g.1000 株、100 株)を 1 単元の株式とする旨を定め、1 単元の株式数に相当する株式について、1 議決権を付与するものである。

また平成 13 年の商法改正では、**額面株式が廃止**、新株発行後の 1 株当たり純資産額は 50,000 円以上でなければならないなどの規制の撤廃が行われ、企業は株式の発行価額を自由に決定できるようになった。

[問題 9-1]

次の文章の () 内に入る適当な語句を、下記より選び記入しなさい。なお同じ語句を何度用いてもよい。

1. 純資産の部は、大きく、() () () の3つに分類される。
2. 会社法において、株式会社の資本金は、原則として、発行価額の総額であるとしている。ただし、発行価額のうち()を超えない金額については、資本金としなくてもよい。なお資本金としなかった額は()として計上しなければならない。
3. ()は、資本準備金と併せて、()の()に達するまで、配当額の()を積み立てなければならない。
4. ()とは、会社が定款で一定数の株式(e.g.1000株、100株)を1単元の株式とする旨を定め、1単元の株式数に相当する株式について、()を付与するものである。

資 本	単元株制度	資本金	資本準備金	10分の1
利益剰余金	利益準備金	単元株制度	2分の1	4分の1
株主資本	新株予約権	評価・換算差額等	1議決権	1票

[問題 9-2]

1. 以下の文章で、**正しくないもの**を1つ選びなさい。
 - A 平成13年6月の商法改正で、額面株式制度は廃止された。
 - B 単元株制度が導入され、1単元につき1議決権となった。
 - C 発行価額のうち2分の1を超えない金額は資本金に組み入れないことができる。
 - D 利益準備金は、資本金の4分の1に達するまで積み立てなければならない。

[問題 9-3]

次の取引を仕訳しなさい。

(1) 武蔵商事株式会社は、次のとおり増資を行い、全額の払込を受け当座預金とした。

普通株式		10株
発行価額	1株	800円
資本金組入額	1株	500円

(2) 新株発行のための費用 900円を小切手で支払った。

(3) 期末決算において、(2)の支出額について会社法で認める最低額の償却をした。

[仕訳]

(1)	(借)			(貸)		
(2)	(借)			(貸)		
(3)	(借)			(貸)		

[問題 9-4]

武蔵株式会社の貸借対照表は、以下のとおりであった。当期の金銭による配当可能利益の限度額はいくらですか。

<資料>

貸借対照表		(単位百万円)	
諸資産	10,000	諸負債	3,100
		資本金	2,800
		資本準備金	50
		利益準備金	150
		任意積立金	2,000
		繰越利益剰余金	1,000
		自己株式	250
		土地再評価差額金	850
		その他有価証券評価差額金	300
	10,000		10,000

配当可能限度額 _____ 百万円